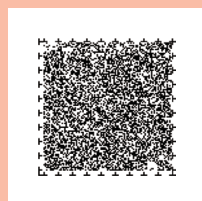


スムーズな 医療受診のために

— 伝えたい！知りたい！地域でつながりたい！



Contents

目次

「医療と福祉の相互理解」の
架け橋に…1

障害のある人が、スムーズに
医療受診するために…2

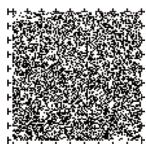
障害別

困りごと&配慮事例集

視覚障害…3
聴覚障害…5
肢体不自由…7
知的障害…9
発達障害…11
精神障害…13
高次脳機能障害…15
失語症…16

自分の障害の記入欄
(医療受診時障害特性記入シート)
…17

ちょうふ在宅医療相談室／
相談支援機関一覧…19



「医療と福祉の相互理解」の架け橋に

調布市では、平成18年度より障害者総合支援法に基づき「調布市障害者地域自立支援協議会」を設置しています。この協議会は、障害者のくらしに関する地域課題を共有し、その課題を踏まえて、サービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。そのために、協議会内に多様な方が参画する複数の課題別ワーキンググループを設置し議論を進めています。令和4年度より、そのワーキンググループの一つとして、障害者と医療機関相互の理解を一層深め、障害者の医療へのアクセスの向上を図ることを目的に「医療と福祉の相互理解についてのワーキング」を開催してまいりました。

ワーキンググループの調査では、診療を受けることが難しい障害者がいるという現状とともに、具体的な合理的配慮の方法がわからないという医師もおおいになりました。その実情を踏まえ、相互理解を促進するための方策を協議してきたところです。

そこで、協議会では、障害者と医師の相互理解のきっかけになるよう本冊子を発行することといたしました。この冊子が「医療と福祉の相互理解」の架け橋となり、障害者も含め誰もが地域で安心して医療が受けられる街になることを願っています。

調布市障害者地域自立支援協議会副会長
「医療と福祉の相互理解についてのワーキング」座長

山本雅章



障害のある人が、スムーズに医療受診するために

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキンググループでは「医療と福祉の相互理解」をテーマに3年にわたり議論を続けてきました。その中で障害のある人達の一部が「スムーズに医療機関を受診するのが難しい」という課題が明らかになりました。また、行政が実施する健康診断の受診率が低いこと、生活習慣病などが見逃されるリスクがあることもわかりました。地域には、さまざまな障害のある人達が暮らしています。障害があるという理由で、医療機関の利用が難しく日常的な健康管理を十分に行えないのであれば、それは看過できない問題です。

医療関係者による「ちょっとした配慮」を調布から

障害理解や配慮の必要性はわかっている、診療所の事情や周辺環境により、全てに対応するのは難しい場合もあります。しかし、それでもできることはあります。本書では、どちらかというハードルが低く、多くの場合対応できそうな「合理的配慮」を厳選して紹介しています。受診時は「同行者でなく、患者本人に向かって説明してほしい」「ゆっくり、わかりやすく説明してほしい」という声が多く、多くの障害で共通していることもわかりました。いずれも調布市にお住まいで障害のある方やそのご家族、関連団体の皆さんの「生の声」を元にしていますので、ぜひ参考にしてください。

「医療受診時障害特性記入シート」も活用を

障害のある方やそのご家族は、「医療受診時障害特性記入シート」(P17～18)にあらかじめ記入しておき、受診時に持参してください。医療機関からも当事者の皆さんに対して、積極的な利用を勧めてください。

調布市から「当事者」「医療」「福祉」の三者による相互理解を深めていきましょう。

調布市医師会

西田伸一

各障害の説明部分は、調布市医師会による監修（「知的障害」「発達障害」は島田療育センター久保田雅也先生監修）です。



視覚障害

全盲や弱視、視野狭窄などさまざま

視覚障害とは、全盲、メガネをかけても視力が改善しない弱視、見える範囲が狭くなっている視野障害などがあります。文字の読み取りは点字、あるいはパソコンの読み上げソフトを利用する場合もありますが、視覚障害の方すべてが点字を読めるわけではありません。視力をある程度活用できる人は補助具を使ったり、文字を拡大するなどさまざまな工夫を行っています。視野障害には求心性視野狭窄（目を動かさないで見ることのできる範囲が狭くなる）、中心暗点（視界の真ん中部分が見えなくなる）などがあります。

「あれ」「これ」などの指示語は使わないで

たとえば「ここに座ってください」と言われても言葉だけではわかりません。視覚障害者の手を取り（※）触らせてもらえると「どこにあるか」理解できます。※手を取るときには「手を取っていいですか」と必ず声をかけてください。



ガイドヘルパーは同席できません

基本的にガイドヘルパー（同行援護者）は、診療時に同席できません。患者が希望した時はガイドヘルパーが同席することがあります。

- 白杖を使っている人の場合、白杖を引っ張ったりしないでください。
- 病院内の通路などに、移動の支障となる物を置かないようにしてもらえると助かります。
- 盲導犬は身体障害者補助犬法に基づき、医療機関でも受け入れが義務付けられています。
- 視覚障害と聴覚・言語機能障害が重複している方（盲ろう者）には、コミュニケーション支援や視覚情報の提供、外出時の移動助を提供する通訳・介助者が支援に入ります。

こんなことも…

問診票などへの記入はヘルパーの代筆もOK

視覚障害者は問診票への記入が難しい人がいて、介助者による代読、代筆が可能です。ただ、介助者には言いたくない事もあるので、必要に応じて医療機関側で代読や代筆をお願いします。



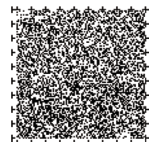
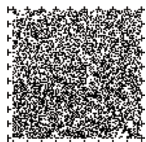
本人の顔を見て話しかけて

レントゲンなど検査結果などを伝える場合、つい同行者（家族など）に向かって話してしまいがち。患者に、わかりやすい言葉で説明してください。



手を引っ張ったり押したりは不安に

院内で移動するとき、手を前から引っ張ったり、後ろから押したりするととても不安になります。肩か肘を視覚障害者に持ってもらい、誘導するとよいでしょう。



聴覚障害

「手話」「筆談」「口話」などを組み合わせて

聴覚障害とは、身の周りの音や話し声が聞こえにくく、またほとんど聞こえない状態のこと。外見上わかりにくいいため、その人が抱えている困難にも気づかれにくい側面があります。聴覚障害者は補聴器や人工内耳を装着する場合も多く、コミュニケーション方法は「手話」「筆談」「口話」などさまざまで、話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせ使い分けすることもあります。また、国語力は人それぞれ（聴覚の活用による言語の習得に課題があるため）、筆談の場合はその人に合わせる必要があります。

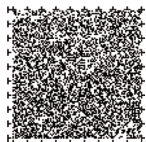
コミュニケーション方法を確認しましょう

「筆談」「文字変換ツール」のほか、手話通訳者同伴など方法は人それぞれ。お互いに確実に伝わる方法を確認しましょう。患者は、情報が正しく伝わる工夫があると安心できます。手話通訳を同伴している場合は、通訳の同伴を受け入れるようにしましょう。



院内での呼び出しは「手を振る」などお知らせを

院内のアナウンスは聞こえません。診察や窓口への呼び出しは、「手を振る」「目線を合わせる」といった方法で知らせてください。



- ☐ 患者は、受診前に、伝えたいこと（症状、困りごと、障害についてなど）をメモしておきましょう。受診時に見せるとスムーズです。「医療受診時障害特性記入シート」（P.17～18）も活用しましょう。
- ☐ 手話通訳は安心して受診するために必要なもの。同行を認めてもらえると助かります。
- ☐ レントゲン検査などの場合、「息を止めて」などの指示が聞こえません。できればボードに文字を書いて示すなどの工夫を。

こんなことも…

「見せる」など、伝える工夫を

たとえば検温するときには、患者に体温計を見せて、測るしぐさをする事で「体温を測る」のだと理解できます。検査結果などは数字を指さしたり筆談で伝えるなどして工夫を。



医療用語の通訳は難しい 図や文字で患者に説明を

難しい医療用語などは、手話通訳の方でも通訳が大変な時があります。たとえば図や写真などを示したり、文字で書いたりすることで、患者に正しく伝えることができます。

通訳者ではなく患者を見て話しましょう

手話通訳が同行していると、つい通訳に向かって話してしまいがち。できれば聴覚障害者の顔を見て話し、理解しているかどうか患者の反応などから確認しましょう。



肢体不自由

障害の内容や程度はさまざま。その人に合った配慮を

肢体不自由とは、先天性や後天性の病気や事故などによる麻痺やケガなどにより上肢・下肢・体幹の機能の一部、または全部に障害があるため、日常生活の中での動作が困難な状態のことです。肢体不自由の程度は一人ひとり異なり、知的障害等を伴う重複障害の場合もあります。車椅子や杖を使用する人は、日常生活のさまざまな場面でサポートが必要な場合が多く、また、上肢に障害がある場合は物を「つかむ」「持ち上げる」といった動作が難しいことがあり、多くの場面で支援が必要。サポート内容は障害の種類や程度によって異なります。地域で福祉サービスを利用しながら自立生活をしている方も多く、生活環境もさまざまです。

「配慮してほしい」ポイントを確認

障害の程度や状態は人それぞれ。どのような配慮が必要かを患者に確認しましょう。患者は、自分の障害、配慮してほしいことをメモなどで準備し、受診時に手渡すとスムーズです。

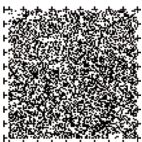
受付から呼び出しがあっても すぐに動けない

窓口まで移動するのも一苦労。診察券の返却などの場合は、できれば患者のところに届けてもらえると助かります。



マイナンバーカードの 認証機器は低い位置に

受付カウンターが高く、マイナンバーカードの認証（顔認証・暗証番号）ができないことがあります（介助者に個人情報 は伝えたくありません）。



つっこに注目

地域の病院を受診したい人も 重症心身障害（※）

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態（重複障害）。ほかにも、緊張性の亢進、側弯や胸郭の変形、摂食・嚥下障害、呼吸障害などのほか、感染症にもかかりやすいなどさまざまな障害、合併症を呈します。障害の程度は人によりさまざまで、中には地域の病院を受診したい人もいます。事前に病歴、服薬情報、手術歴などを確認しましょう。待機スペース、おむつを替えられるスペース確保などの配慮があると受診しやすくなります。※医学的診断名ではなく児童福祉法上の行政の呼び名（定義）

待合室以外の場所で待てる工夫を

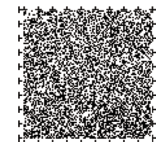
感染症にかかりやすいので、屋外、車の中、別室などで待機できると、安心して待つことができます。

検査の予約時間は 診療時間の最後などに

レントゲンや血液検査といった場合、手間も時間もかかるので心苦しく感じがち。できれば、診療時間の最後に予約をとるなどの配慮を。

☐ 問診票を自分で書けない人もいます。患者が承諾していれば病院職員に代筆してもらう場合もあります。

こんな
ことも…



知的障害

社会生活に適応するため、その人に合った支援が必要

知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳未満）にあらわれ、個人の作業や他者とのコミュニケーションなど、社会生活の適応に困難が生じる障害です。複雑な事柄やこみいった文章・会話の理解が不得手で、見通しが持てない場面では不安が高まります。自分の気持ちをうまく表現できなかったり、日常生活の中で他者との意思疎通に困ることもあります。また、障害のあらわれ方はさまざまで、検査上同じIQでも社会的な適応の困難さには個人差があります。しかし、自分のおかれている状況や抽象的な表現を理解することが苦手であったり、未経験の出来事や状況の急な変化への対応が困難であったりする方は多く、支援の仕方も一人ひとり異なります。



待合室で待てないときは別の待機場所で

待合室でじっと待つのが難しい場合があります。たとえば院内にある別のスペースで待たせてもらったり、病院の外で待てるといった配慮があるとよいでしょう。

聞いた話を忘れることも大事なことはメモを渡して

一人で通院できる人もいますが、複雑な説明や専門用語は理解が難しく、診察や検査の内容を聞いても忘れてしまうことがあります。大事なことはメモに書いて手渡してもらえると安心します。



その人の状態や特性をあらかじめ確認

「わかっていない」ことが周囲に理解されにくいのが知的障害。事前に障害の状態や特性を把握しておくとういでしょう。患者は「医療受診時障害特性記入シート」（P17～18）に記入しておき、受診時に確認してもらうのも一つの方法です。



ゆっくり、丁寧な説明を見通しが立つと不安は軽減

受付や診察室などでは、わかりやすい言葉で「ゆっくり、丁寧に」。図や写真を見せて説明したり、病名や次の通院日など、大切なことは紙に書いて伝えるといった工夫を。見通しが立つと不安が軽減します。

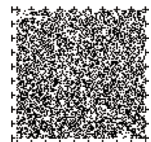
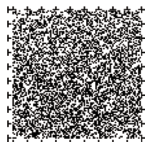
怖がってしまったら無理はしない

感覚過敏や怖がりなどの特性がある場合、じっとして診察を受けるのが難しいこともあります。待つことも一つですが、無理せず、患者や家族、支援者と相談しながらアプローチを変えようという工夫も必要です。注射や採血は難しい人も。



こんなことも…

- 健康診断の場合、健常者と一緒に受けるのが難しいことがあります。時間をずらすなどの配慮があると受診しやすくなります。
- 健康診断の場合「次の場所」がどこにあるか理解が難しく、移動が困難なケースも。都度、できるだけシンプルな説明をするなど、ご配慮を。



発達障害

生まれつきの「脳機能」の発達に起因する障害

発達障害は脳機能の障害で、自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、学習障害（LD）など特性により大きく3つに分類され、家庭環境や親の育て方が原因となるものではありません。他人との関係づくりやコミュニケーション、文字の読み書きや聴覚記憶、注意の集中、身体の動きの抑制などに困難さがあったり、光や音、肌触りなどの感覚が過敏な場合もあります。障害の状況には個人差があり、望ましい対応方法も異なりますが、子どものうちからの「気づき」や、環境の工夫・配慮、居場所の選択など、周囲の適切なサポートがあれば、本人らしい力を発揮しやすくなります。



問診票は事前に渡し 自宅で記入 できるように

動き回る発達障害の子どもを連れ、受付で問診票を書くのは至難の業。大人の場合は「どこに何を書いていいのか混乱」してしまうことも。あらかじめ書式を渡し、記入ずみのものを持参できるとスムーズです。

「配慮してほしい」ポイントは事前に確認を

人により特性はさまざま。できれば事前に特性についての説明、苦手なこと、どんな配慮があればよいかなどの確認。「医療受診時障害特性記入シート」（P17～18）も活用してください。



曖昧な表現は理解が難しい シンプルな質問を

「最近どうですか?」「多めに」といった曖昧な表現が苦手な人も。具体的かつシンプルな質問を心がけましょう。「睡眠は〇時から〇時までですか」「食事は1日何回ですか」「気分の上下はありますか」など。



過敏な子どもは 待合室で待つのが難しい

とくに子どもの場合、感覚が過敏だったり、じっとしているのが苦手だと、待合室で待つのが「辛い」「難しい」と感じがち。外で待てるような配慮や、診察までの時間を教えてもらえると、安心して待てます。

こんな
ことも…

- 具体的な説明方法の事例として「通所先には通えていますか」「どこが痛いですか」「どのぐらい痛いですか、10段階で教えてください」などもぜひ参考に。このような配慮があるだけで、ストレス無く話せる人もいます。
- 緊張のあまり「体調はどうですか」と聞かれるものの頭が真っ白に。答え方がわからず「大丈夫です」と言ってしまうことも。

精神障害

原因疾患によって、症状や障害特性はさまざま

精神障害とは脳の器質的変化あるいは機能的障害が起こり、さまざまな精神症状、身体症状、行動の変化がみられる状態をいいます。原因となる精神疾患はさまざまで、原因となる精神疾患によって障害特性や制限の度合いは異なります。長期にわたり日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態が続くこともあります。代表的な疾患に「統合失調症」「気分障害」「ストレス関連障害」「依存症」などがあります。判断力の低下、大きな気分の変化、強い不安などのほか、身体がだるい、息苦しいなど身体面の症状もあります。

「うまく伝えられない」 ときは待ってみて

医師にうまく伝えられないことがあります。説明に時間がかかることも多いので、できるだけ患者からの説明を待ちましょう。患者はその日の相談ごとを事前にメモして持参する工夫を。



説明はゆっくり、丁寧に メモにして渡す工夫を

医師の説明を十分に理解できない、忘れる、ずっと気にするなどの傾向があります。説明はゆっくり、丁寧に。大切なことはメモして手渡すなどの配慮があると不安が軽減されます。

「障害特性記入シート」で 病状や特性の把握を

医師に病状を正しく説明できないことがあります。患者は受診前に伝えたいこと（症状、障害、お願いしたいことなど）をまとめておきましょう。「医療受診時障害特性記入シート」(P17~18)を活用しましょう。



家族から見た病状も 参考に

受診する場合、患者が全てを説明できないこともあるので、付き添いの家族にも確認しましょう。

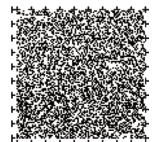
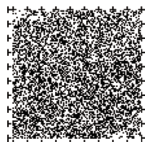
薬の飲み合わせは必ず確認を

日頃から服薬治療を行っています。患者や家族では説明しきれない場合もありますので、薬の飲み合わせに間違いがないよう、必ず「おくすり手帳」の確認を。



こんな
ことも…

- ☐ 待合室で待つのが辛い人もいます。別室で待たせてもらったり、待ち時間の目安や診療の流れをあらかじめ伝えてもらえると、安心して待てる場合もあります。



高次脳機能障害

脳へのダメージに起因。記憶障害、注意障害などさまざま

交通事故や脳血管障害などの病気により、脳にダメージを受けることで認知や行動に生じる障害。身体的には障害が残らないことも多く、外見ではわかりにくい
ため「見えない障害」とも言われています。主な症状として「記憶障害」「注意障害」「遂行機能障害」「社会的行動障害」「病識欠如」などがあります。

大切なことはメモに 書いて手渡して

理解しているようでも
実は理解できていなかったり、すぐに忘れてしま
うことがあります。大切
なことはメモに書いて手
渡すと伝わりやすくなり
ます。



何ができる何が できないかの確認を

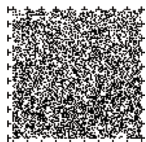
高次脳機能障害は人に
よってさまざまな症状が
あります。自分の障害を
十分に説明できないこと
もあるので、できれば患
者だけでなく、家族にも
確認するとよいでしょ
う。

患者の顔を見て 直接のやりとりを

患者の顔を見て「どこ
が痛い?」「何に困って
いますか?」などシンプ
ルな表現で直接のやりと
りを。ゆっくりわかりや
すい言葉で話しかけ反応
を待ちましょう。

こんな
ことも…

- ☐ 神経疲労（脳疲労）など、健常の人に比べて
脳が疲れやすい傾向があります。
- ☐ 半側空間無視や視野の障害などで、健常者より狭い空
間を通りにくいことがあります。
- ☐ 地誌的障害のある方の場合、慣れ親しんだ場所でも迷
うことがあります。
- ☐ 音や光に敏感な方もいるので、体調によっては不調が
強くなる場合があります。



失語症

脳の病気や事故が原因で言語機能が損なわれる

失語症は言語障害の一種。脳の病気や事故が原因で「言葉が声に出せない」「話
していても、聞いた言葉が理解できない」といった言語機能が損なわれた状態
です。病気の程度が同じでも個人差が大きく、失語症が重いと「読む」「書く」も
できなくなり、必要な配慮が変わってきます。

一人ひとりの状態を知ることから

「言葉が出ない」「話せるけど理解で
きない」「書けない」「読めない」など
人により状態はさまざま。その人の状
態を理解することが大切です。患者は
お願いごとを書いたメモを持参すると
よいでしょう。



わかりやすく ゆっくり話しましょう

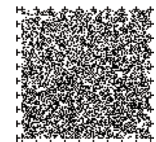
説明の内容を理解できない、話すス
ピードが速く聞き取れないことがありま
す。文字や図を示しながら、ゆっくり、
わかりやすく話しましょう。大切なこ
とはメモに書いて渡すと忘れません。

患者が答えやすい質問方法で

考えとは違うことを話したり、うまく
表現できないことがあります。言葉を
待つ、確認する、「はい」「いいえ」で
答えられるよう質問を工夫することが大
切です。

こんな
ことも…

- ☐ 家族や同行者がいても、患者に向かって説明する
ようにしてください（取り残されたような気持ち
になります）。
- ☐ 受付での説明が理解できないことがあります。
ゆっくりわかりやすく話してください。



自分の障害の記入欄

【医療受診時障害特性記入シート】

いりようじゅしんじしょうがいとくせいきにゅう



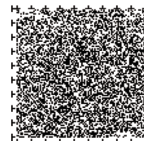
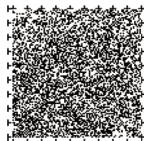
きにゅうび
記入日

ねん 年
がつ 月
び 日

きにゅうれい ちようふし
記入例は調布市HP
でご覧いただけます

この記入欄は、医療機関に提示し受診をスムーズに行うためのものです。
できるだけ具体的に記入してください。
お一人で記入が難しい方は、ご家族や支援者の方と一緒に記入してください。
※医師などには、コピーを渡してください。
※必要があれば、拡大コピーしてご記入ください。
※おくすり手帳がある際は、ご提示ください。

ふりがな 氏名				しょうがい じょうきょう 障害の状況	
じゅうしょ 住所					
でんわばんごう 電話番号 (FAX)		けいたいでんわ 携帯電話		げんざい たいちよう こま ★現在の体調で困っていること	
メール					
せいねんがっぴ 生年月日		けつえきがた 血液型		がた 型	
きんきゅう 緊急 れんらくさき 連絡先	しめい 氏名	ぞくぐら かんけいせい 続柄 / 関係性	でんわばんごう 電話番号		
じゅうしょ 住所				とく ねが ★特にお願したいこと	
げんざい 現在 かかっている いりようきかん 医療機関				いりよう 医療スタッフ	
びょういんめい しんりょうか 病院名・診療科				いし 医師	
ふくやくちゅう くすり 服薬中の薬		りょう 量		こうゆふ こうか 効能・効果など	
めいしょう 名称				た なに その他（何かあれば）	





ちょうふ在宅医療相談室

皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護との架け橋となります。医療機関情報についてもご相談ください。無料です。

所在地：調布市小島町 3-68-9 調布市医師会館内
月～金曜日 9時～17時
※祝日および12月29日～1月3日を除く
電話：042-480-2751 FAX：042-481-9907
メール：chofu-homecare@chofu-med.or.jp



調布市内にある相談支援事業所

調布市障害福祉課

対象：主に市内在住の精神障害、知的障害、身体障害のある方
調布市小島町 2-35-1
月～金曜日 8時30分～17時15分
(受付は17時まで)
※祝日及び年末年始を除く
電話：042-481-7094 FAX：042-481-4288
メール：syougai@city.chofu.lg.jp

調布市障害者地域生活・就労支援センター ちょうふだぞう

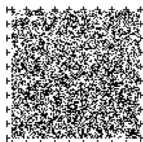
対象：主に市内在住の知的障害のある方(18歳以上)
調布市国領町 3-19-1
月～金曜日 9時～18時30分
土曜日及び祝日 9時～17時
※年末年始を除く
電話：042-487-4552/4655
FAX：042-487-7899
メール：choufudazou@jigyodan-chofu.com

調布市障害者
地域自立支援協議会

令和7年3月

刊行物番号

2024-150



地域生活支援センター希望ヶ丘

対象：主に市内在住の精神障害のある方(18歳以上)
調布市東つつじヶ丘 2-27-1
月～土曜日 9時～17時
※祝日及び年末年始を除く
電話：03-5314-7083

調布市こころの健康支援センター

対象：主に市内在住の精神障害、発達障害のある方
調布市布田 5-46-1
月～土曜日 8時30分～17時30分
※祝日及び年末年始を除く
電話：042-490-8166 FAX：042-490-8167

調布市社会福祉協議会 相談支援事業所ドルチェ

対象：主に市内在住の身体障害、高次脳機能障害のある方
調布市小島町 2-47-1
総合福祉センター4階
月～金曜日 9時～17時
※祝日及び年末年始を除く
電話：042-490-6675 FAX：042-444-6606
メール：dolce@ccsw.or.jp

